

第 2 期津島市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表（令和 3 年度までの改正）

改正後	改正前
P.3	P.3
3 計画の性格	3 計画の性格
<p>本計画は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」第 61 条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。</p> <p>また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。</p> <p>さらに、国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。</p> <p><u>なお、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され市町村においても子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたところですが、本市の策定する「子ども・子育て支援事業計画」及び「津島市子ども条例推進計画」、「健やか親子 21（第 2 次）」には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されていることから、これらの計画を、貧困対策を推進するための事業として総合的・一体的に進めます。</u></p> <p>本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。</p>	<p>本計画は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」第 61 条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。</p> <p>また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。</p> <p>さらに、国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。</p> <p>なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。</p>

改正後	改正前
<p>P. 4</p> <p>図表4 計画の性格</p> <p>津島市総合計画</p> <p>子ども・子育て支援、母子保健に関する個別計画</p> <p>その他個別計画</p> <p>津島市子ども・子育て支援事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第61条) ・<u>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」</u> ・「新・放課後子ども総合プラン」 ・「子ども条例推進計画」 ・「母子保健計画(健やか親子21(第2次))」 <p>・津島市男女共同参画プラン</p> <p>・津島市障がい福祉計画</p> <p>・その他計画等</p> <p>整合性確保</p>	<p>P. 4</p> <p>図表4 計画の性格</p> <p>津島市総合計画</p> <p>子ども・子育て支援、母子保健に関する個別計画</p> <p>その他個別計画</p> <p>津島市子ども・子育て支援事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条)」 ・「新・放課後子ども総合プラン」 ・「子ども条例推進計画」 ・「母子保健計画(健やか親子21(第2次))」 <p>・津島市男女共同参画プラン</p> <p>・津島市障がい福祉計画</p> <p>・その他計画等</p> <p>整合性確保</p>

改正後

改正前

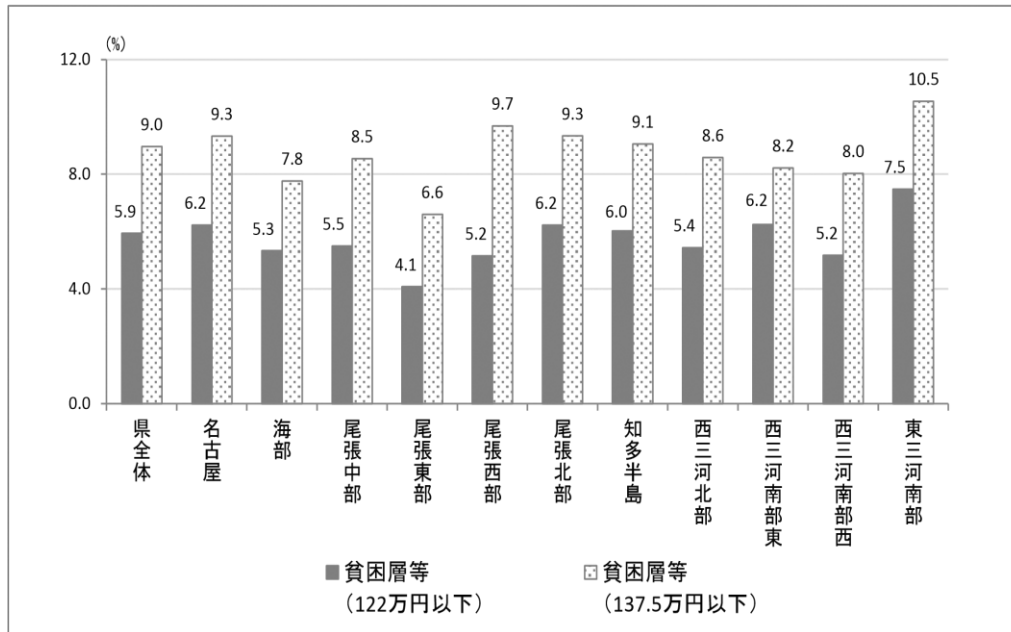
P. 9

P. 9

1-6 子どもの貧困率

平成 29 年愛知子ども調査によると、愛知県の子どもの貧困率は 5.9%となっています。福祉圏域別では、本市が含まれる海部地区の貧困率は県全体平均に比べて低い状況です。

図表 76 愛知県の子どもの貧困率の状況



資料：愛知県子ども調査（平成 29 年）

※子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

※等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※国の国民生活基礎調査の貧困線…122 万円

※愛知子ども調査独自の貧困線…137.5 万円

※貧困線：等価可処分所得の半分の額。

改正後					改正前				
p 16 2-8 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所					p 16 2-8 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所				
図表 25 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所					図表 25 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所				
名称	所在地	サービス種別		利用基準	名称	所在地	サービス種別		利用基準
		児童発達支援	放課後等デイサービス				児童発達支援	放課後等デイサービス	
かるがも園	東柳原町3-69	◎		市内に居住する 障害児通所給 付費の支給決定 を受けた障がい 児とその保護者	かるがも園	東柳原町3-69	◎		市内に居住する <u>小学校就学前の</u> 障害児通所給 付費の支給決定 を受けた障がい 児とその保護者
こどもサポートハウスびあ	橋詰町1-17	◎	◎		こどもサポートハウスびあ	橋詰町1-17	◎	◎	
児童サポートセンター のびのび	江東町3-175	◎	◎		児童サポートセンター のびのび	江東町3-175	◎	◎	
児童デイサービス芳泉	神守町字中田面57-1	◎	◎		児童デイサービス芳泉	神守町字中田面57-1	◎	◎	
ネバーランドつしま	唐臼町郷裏77-1		◎		ネバーランドつしま	唐臼町郷裏77-1		◎	
びーの	中地町3-38-9		◎		びーの	中地町3-38-9		◎	
チャイルドウィッシュつしま	新開町2-133	◎	◎		チャイルドウィッシュつしま	新開町2-133	◎	◎	
ほうせん津島2	東愛宕町3-34-4	◎	◎		ほうせん津島2	東愛宕町3-34-4	◎	◎	
放課後等デイサービスた いよう	柳原町1-39		◎		放課後等デイサービスた いよう	柳原町1-39		◎	
ふれんど	老松町188		◎		ふれんど	老松町188		◎	
資料：福祉課					資料：福祉課				

改正後						改正前																	
<p>2-9 小規模保育事業所</p> <p>本市には、令和2年4月1日現在、私立1園の小規模保育事業所A型があります。</p> <p>図表 25-1 小規模事業所A型の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> <th>開所時間</th> <th>その他 保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立</td> <td>manma</td> <td>舟戸町40</td> <td>12</td> <td>(平日)7:30~18:00 (土曜)7:30~12:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	施設名	所在地	定員	開所時間	その他 保育	私立	manma	舟戸町40	12	(平日)7:30~18:00 (土曜)7:30~12:00							
区分	施設名	所在地	定員	開所時間	その他 保育																		
私立	manma	舟戸町40	12	(平日)7:30~18:00 (土曜)7:30~12:00																			

改正後	改正前
P. 29	P. 29
<h3>3 計画の施策体系</h3>	<h3>3 計画の施策体系</h3>
<p>本計画の施策体系は、次のとおりです。</p>	<p>本計画の施策体系は、次のとおりです。</p>
<p style="text-align: center;">施策・課題</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 子ども・子育て支援事業計画 <small>(子ども・子育て支援法)</small> <small>(7子どもの貧困対策に関する法律)</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域の設定 (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 7 子どもの貧困対策 	<p style="text-align: center;">施策・課題</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 子ども・子育て支援事業計画 <small>(子ども・子育て支援法)</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域の設定 (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

改正後	改正前																																																																																				
(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等	(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等																																																																																				
<p>② 量の見込みと確保方策等</p> <p>P. 35</p> <p>②-1 1号認定</p> <p>1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。（確保方策としては、市内施設での収容可能人数で設定）</p> <p><u>なお、令和4年度に新制度に移行していない私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園へ移行します。また、新制度に移行していない私立幼稚園の認定こども園への移行を支援していきます。</u></p>	<p>② 量の見込みと確保方策等</p> <p>P. 35</p> <p>②-1 1号認定</p> <p>1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。（確保方策としては、市内施設での収容可能人数で設定）</p>																																																																																				
<p>図表50 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）〈単位：人〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み（必要利用定員総数）</td> <td>628人</td> <td>594人</td> <td>582人</td> <td>579人</td> <td>570人</td> </tr> <tr> <td>1号認定</td> <td>367人</td> <td>347人</td> <td>340人</td> <td>338人</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td>2号認定教育ニーズ（保育の必要ありで幼稚園希望）</td> <td>261人</td> <td>247人</td> <td>242人</td> <td>241人</td> <td>237人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>967人</td> <td>967人</td> <td><u>597人</u></td> <td><u>597人</u></td> <td><u>597人</u></td> </tr> <tr> <td>特定教育・保育施設</td> <td>337人</td> <td>337人</td> <td><u>447人</u></td> <td><u>447人</u></td> <td><u>447人</u></td> </tr> <tr> <td>確認を受けない幼稚園</td> <td>630人</td> <td>630人</td> <td><u>150人</u></td> <td><u>150人</u></td> <td><u>150人</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み（必要利用定員総数）	628人	594人	582人	579人	570人	1号認定	367人	347人	340人	338人	333人	2号認定教育ニーズ（保育の必要ありで幼稚園希望）	261人	247人	242人	241人	237人	確保方策	967人	967人	<u>597人</u>	<u>597人</u>	<u>597人</u>	特定教育・保育施設	337人	337人	<u>447人</u>	<u>447人</u>	<u>447人</u>	確認を受けない幼稚園	630人	630人	<u>150人</u>	<u>150人</u>	<u>150人</u>	<p>図表50 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）〈単位：人〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み（必要利用定員総数）</td> <td>628人</td> <td>594人</td> <td>582人</td> <td>579人</td> <td>570人</td> </tr> <tr> <td>1号認定</td> <td>367人</td> <td>347人</td> <td>340人</td> <td>338人</td> <td>333人</td> </tr> <tr> <td>2号認定教育ニーズ（保育の必要ありで幼稚園希望）</td> <td>261人</td> <td>247人</td> <td>242人</td> <td>241人</td> <td>237人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>967人</td> <td>967人</td> <td><u>862人</u></td> <td><u>862人</u></td> <td><u>862人</u></td> </tr> <tr> <td>特定教育・保育施設</td> <td>337人</td> <td>337人</td> <td><u>232人</u></td> <td><u>232人</u></td> <td><u>232人</u></td> </tr> <tr> <td>確認を受けない幼稚園</td> <td>630人</td> <td>630人</td> <td><u>630人</u></td> <td><u>630人</u></td> <td><u>630人</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み（必要利用定員総数）	628人	594人	582人	579人	570人	1号認定	367人	347人	340人	338人	333人	2号認定教育ニーズ（保育の必要ありで幼稚園希望）	261人	247人	242人	241人	237人	確保方策	967人	967人	<u>862人</u>	<u>862人</u>	<u>862人</u>	特定教育・保育施設	337人	337人	<u>232人</u>	<u>232人</u>	<u>232人</u>	確認を受けない幼稚園	630人	630人	<u>630人</u>	<u>630人</u>	<u>630人</u>
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																
量の見込み（必要利用定員総数）	628人	594人	582人	579人	570人																																																																																
1号認定	367人	347人	340人	338人	333人																																																																																
2号認定教育ニーズ（保育の必要ありで幼稚園希望）	261人	247人	242人	241人	237人																																																																																
確保方策	967人	967人	<u>597人</u>	<u>597人</u>	<u>597人</u>																																																																																
特定教育・保育施設	337人	337人	<u>447人</u>	<u>447人</u>	<u>447人</u>																																																																																
確認を受けない幼稚園	630人	630人	<u>150人</u>	<u>150人</u>	<u>150人</u>																																																																																
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																
量の見込み（必要利用定員総数）	628人	594人	582人	579人	570人																																																																																
1号認定	367人	347人	340人	338人	333人																																																																																
2号認定教育ニーズ（保育の必要ありで幼稚園希望）	261人	247人	242人	241人	237人																																																																																
確保方策	967人	967人	<u>862人</u>	<u>862人</u>	<u>862人</u>																																																																																
特定教育・保育施設	337人	337人	<u>232人</u>	<u>232人</u>	<u>232人</u>																																																																																
確認を受けない幼稚園	630人	630人	<u>630人</u>	<u>630人</u>	<u>630人</u>																																																																																

改正後	改正前																																																												
<p>P. 35</p> <p>②-2 2号認定</p> <p>2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。</p> <p><u>なお、令和4年度に新制度に移行していない私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園へ移行します。また、新制度に移行していない私立幼稚園の認定こども園への移行を支援していきます。</u></p> <p>図表 51 2号認定（3歳以上保育の必要あり）＜単位：人＞</p> <table border="1" data-bbox="141 770 1115 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み（必要利用定員総数）</td> <td>402人</td> <td>380人</td> <td>373人</td> <td>370人</td> <td>365人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>648人</td> <td><u>649人</u></td> <td><u>679人</u></td> <td><u>679人</u></td> <td><u>679人</u></td> </tr> <tr> <td> 特定教育・保育施設</td> <td>648人</td> <td><u>649人</u></td> <td><u>679人</u></td> <td><u>679人</u></td> <td><u>679人</u></td> </tr> <tr> <td> 認可外保育施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み（必要利用定員総数）	402人	380人	373人	370人	365人	確保方策	648人	<u>649人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>	特定教育・保育施設	648人	<u>649人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>	認可外保育施設	—	—	—	—	—	<p>P. 35</p> <p>②-2 2号認定</p> <p>2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。</p> <p>図表 51 2号認定（3歳以上保育の必要あり）＜単位：人＞</p> <table border="1" data-bbox="1137 770 2114 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み（必要利用定員総数）</td> <td>402人</td> <td>380人</td> <td>373人</td> <td>370人</td> <td>365人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>648人</td> <td><u>648人</u></td> <td><u>648人</u></td> <td><u>648人</u></td> <td><u>648人</u></td> </tr> <tr> <td> 特定教育・保育施設</td> <td>648人</td> <td><u>648人</u></td> <td><u>648人</u></td> <td><u>648人</u></td> <td><u>648人</u></td> </tr> <tr> <td> 認可外保育施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	量の見込み（必要利用定員総数）	402人	380人	373人	370人	365人	確保方策	648人	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>	特定教育・保育施設	648人	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>	認可外保育施設	—	—	—	—	—
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																								
量の見込み（必要利用定員総数）	402人	380人	373人	370人	365人																																																								
確保方策	648人	<u>649人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>																																																								
特定教育・保育施設	648人	<u>649人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>	<u>679人</u>																																																								
認可外保育施設	—	—	—	—	—																																																								
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																								
量の見込み（必要利用定員総数）	402人	380人	373人	370人	365人																																																								
確保方策	648人	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>																																																								
特定教育・保育施設	648人	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>	<u>648人</u>																																																								
認可外保育施設	—	—	—	—	—																																																								

改正後	改正前
<p>P. 36</p> <p>②-3 3号認定</p> <p>3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。</p> <p>本市において、待機児童は発生していませんが、ニーズに対し既存施設の定員枠では充足できないことから、既存施設の定員枠の見直しを図るなど、提供体制の確保に努めてまいります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等で対応してまいります。</p> <p>また、地域型保育事業を新設し、低年齢の入所児童の受入体制を充実してまいります。</p> <p><u>なお、令和4年度に新制度に移行していない私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園へ移行します。また、新制度に移行していない私立幼稚園の認定こども園への移行を支援していきます。</u></p>	<p>P. 36</p> <p>②-3 3号認定</p> <p>3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。</p> <p>本市において、待機児童は発生していませんが、ニーズに対し既存施設の定員枠では充足できないことから、既存施設の定員枠の見直しを図るなど、提供体制の確保に努めてまいります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等で対応してまいります。</p> <p>また、地域型保育事業を新設し、低年齢の入所児童の受入体制を充実してまいります。</p>

改正後						改正前					
図表 52 3号認定（3歳未満保育の必要あり）＜単位：人＞ （0歳）						図表 52 3号認定（3歳未満保育の必要あり）＜単位：人＞ （0歳）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	26人	29人	32人	35人	39人	量の見込み（必要利用定員総数）	26人	29人	32人	35人	39人
確保方策	61人	61人	<u>68人</u>	<u>68人</u>	<u>68人</u>	確保方策	61人	61人	<u>61人</u>	<u>61人</u>	<u>61人</u>
特定教育・保育施設	58人	58人	<u>67人</u>	<u>67人</u>	<u>67人</u>	特定教育・保育施設	58人	58人	<u>58人</u>	<u>58人</u>	<u>58人</u>
特定地域型保育事業	3人	3人	<u>1人</u>	<u>1人</u>	<u>1人</u>	特定地域型保育事業	3人	3人	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>3人</u>
認可外保育施設	—	—	—	—	—	認可外保育施設	—	—	—	—	—
（1・2歳）						（1・2歳）					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	247人	246人	239人	231人	223人	量の見込み（必要利用定員総数）	247人	246人	239人	231人	223人
確保方策	346人	<u>355人</u>	<u>379人</u>	<u>379人</u>	<u>379人</u>	確保方策	346人	<u>346人</u>	<u>346人</u>	<u>346人</u>	<u>346人</u>
特定教育・保育施設	337人	<u>346人</u>	<u>372人</u>	<u>372人</u>	<u>372人</u>	特定教育・保育施設	337人	<u>337人</u>	<u>337人</u>	<u>337人</u>	<u>337人</u>
特定地域型保育事業	9人	9人	<u>7人</u>	<u>7人</u>	<u>7人</u>	特定地域型保育事業	9人	9人	<u>9人</u>	<u>9人</u>	<u>9人</u>
認可外保育施設	—	—	—	—	—	認可外保育施設	—	—	—	—	—

改正後	改正前
<p>P. 39</p> <p>②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）</p> <p>放課後、自宅に帰っても労働等により保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。</p> <p>確保方策等は、令和6年度の量の見込みを踏まえて、本市においては、現在待機児童は発生しておりませんが、令和2年度からのニーズに対し、一部の児童クラブについては既存施設の定員枠では充足できないため、今後、小学校の余裕教室等の発生状況に応じて、学校施設の活用を進めていきます。</p> <p><u>小学校から距離の離れた施設の移転を実施予定。</u></p> <p><u>令和4年度 神守こどもの家 建設工事実施予定（予定地：神守小学校敷地内）現在、小学校から約1.3km離れた場所に設置している神守こどもの家（つくしクラブ）を学校敷地内に移転させ、通所に伴う児童の安心・安全を確保します。</u></p> <p><u>学校敷地内にこどもの家を設置するにあたり、利用需要の増加により、待機児童が見込まれるため、利用定員の増員を行い、より充実した受入基盤の確保を図ります。</u></p>	<p>P. 39</p> <p>②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）</p> <p>放課後、自宅に帰っても労働等により保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。</p> <p>確保方策等は、令和6年度の量の見込みを踏まえて、本市においては、現在待機児童は発生しておりませんが、令和2年度からのニーズに対し、一部の児童クラブについては既存施設の定員枠では充足できないため、今後、小学校の余裕教室等の発生状況に応じて、学校施設の活用を進めていきます。</p>

改正後

図表 56 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	515人	493人	467人	437人	419人
小学1年生	107人	103人	97人	91人	87人
小学2年生	106人	101人	96人	90人	86人
小学3年生	105人	100人	95人	89人	86人
小学4年生	77人	74人	70人	65人	63人
小学5年生	71人	68人	64人	60人	57人
小学6年生	49人	47人	45人	42人	40人
確保方策	605人	605人	605人	<u>615人</u>	<u>615人</u>

改正前

図表 56 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	515人	493人	467人	437人	419人
小学1年生	107人	103人	97人	91人	87人
小学2年生	106人	101人	96人	90人	86人
小学3年生	105人	100人	95人	89人	86人
小学4年生	77人	74人	70人	65人	63人
小学5年生	71人	68人	64人	60人	57人
小学6年生	49人	47人	45人	42人	40人
確保方策	605人	605人	605人	<u>605人</u>	<u>605人</u>

改正後	現行
<p>P. 45</p> <p>7 子どもの貧困対策</p> <p><u>本市は、<u>貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもつことができ、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するために、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援など必要な施策を推進するとともに、子どもの貧困に対する社会の理解を促進するために、地域等と連携しながら、取組を進めます。</u></u></p>	<p>P. 45</p>